

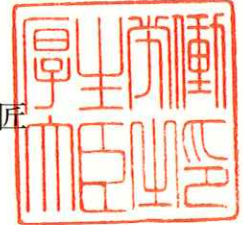
厚生労働省発生食 1010 第 4 号

平成 30 年 10 月 10 日

食品安全委員会

委員長 佐藤 洋 殿

厚生労働大臣 根本 匠



食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成 15 年法律第 48 号）第 24 条第 2 項の規定に基づき、下記事項に係る同法第 11 条第 1 項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求めます。

記

食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）第 11 条第 3 項の規定に基づき、人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものとして、次に掲げる物質を定めること。

ニームオイル



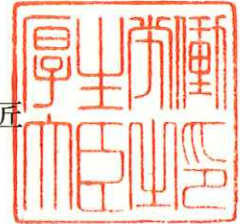
厚生労働省発生食 1010 第 5 号

平成 30 年 10 月 10 日

食品安全委員会

委員長 佐藤 洋 殿

厚生労働大臣 根本 匠



食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成 15 年法律第 48 号）第 24 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、下記事項に係る同法第 11 条第 1 項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求めます。

記

食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）第 11 条第 1 項の規定に基づき、同項の食品の規格として、次に掲げる食品中の農薬の残留基準を設定すること。

フルアジナム



厚生労働省発生食 1010 第 6 号

平成 30 年 10 月 10 日

食品安全委員会

委員長 佐藤 洋 殿

厚生労働大臣 根本 匠



食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成 15 年法律第 48 号）第 24 条第 1 項第 1 号及び第 2 項の規定に基づき、下記事項に係る同法第 11 条第 1 項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求めます。

記

食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）第 11 条第 1 項の規定に基づき、同項の食品の規格として、次に掲げる食品中の農薬の残留基準を設定すること。

カルタップ



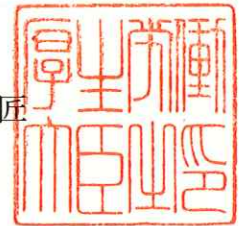
厚生労働省発生食 1010 第 7 号

平成 30 年 10 月 10 日

食品安全委員会

委員長 佐藤 洋 殿

厚生労働大臣 根本 匠



食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成 15 年法律第 48 号）第 24 条第 2 項の規定に基づき、下記事項に係る同法第 11 条第 1 項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求めます。

記

食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）第 11 条第 1 項の規定に基づき、同項の食品の規格として、次に掲げる食品中の農薬の残留基準を設定すること。

チオシクロム



厚生労働省発生食 1010 第 8 号

平成 30 年 10 月 10 日

食品安全委員会

委員長 佐藤 洋 殿

厚生労働大臣 根本 匠



食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成 15 年法律第 48 号）第 24 条第 2 項の規定に基づき、下記事項に係る同法第 11 条第 1 項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求めます。

記

食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）第 11 条第 1 項の規定に基づき、同項の食品の規格として、次に掲げる食品中の農薬の残留基準を設定すること。

ペンスルタップ



厚生労働省発生食 1010 第 3 号
平成 30 年 10 月 10 日

食品安全委員会
委員長 佐藤 洋 殿

厚生労働大臣 根本 匠



食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成 15 年法律第 48 号）第 24 条第 1 項第 1 号、同項第 14 号、食品安全委員会令（平成 15 年政令第 273 号）第 1 条第 1 項及び食品安全委員会令第 1 条第 1 項の内閣府令で定めるときを定める内閣府令（平成 15 年内閣府令第 66 号）第 1 号の規定に基づき、下記事項に係る食品安全基本法第 11 条第 1 項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求めます。

記

以下に掲げるものについて、食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）第 10 条及び第 11 条第 1 項の規定に基づき、人の健康を損なうおそれのない添加物として新たに定めるとともに、規格基準を設定すること並びに同法第 11 条第 1 項の規定に基づく「食品、添加物等の規格基準」（昭和 34 年厚生省告示第 370 号）の規定に基づき定められた「組換え DNA 技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続」（平成 12 年厚生省告示第 233 号）第 3 条の規定に基づき、添加物の安全性審査を行うこと。

Escherichia coli K-12 W3110 (pWKLP) 株を用いて
生産されたプシコースエピメラーゼ



食品健康影響評価の審議状況

(平成30年10月12日現在)

区分	要請件数 注1、2)	うち 30年度分	自ら評 価 注3)	合計	評価終了	うち 30年度分	意見 募集中 注4)	審議中 注5)
添加物	276	5	0	276	270	4	0	6
栄養成分添加物	1		0	1	1		0	0
香料	7		0	7	7	7	0	0
農薬	1,193	31	0	1,193	987	30	5	201
うちポジティブリスト関係	525	5	0	525	366	4	2	157
うち清涼飲料水	33		0	33	33		0	0
うち飼料中の残留農薬基準 注6)	57		0	57	34	1	0	23
動物用医薬品	591	11	0	591	564	9	1	26
うちポジティブリスト関係	121		0	121	102	2	0	19
汚染物質等	65		3	68	66		0	2
うち清涼飲料水	52		0	52	51		0	1
器具・容器包装	17	1	0	17	14	1	0	3
微生物・ウイルス	16	1	2	18	18	1	0	0
プリオン	59		14	73	58		0	15
かび毒・自然毒等	9		5	14	13		0	1
遺伝子組換え食品等	290	6	0	290	278	12	0	12
新開発食品	85	1	1	86	86		0	2
肥料・飼料等	261	10	0	261	217	15	2	42
うちポジティブリスト関係	121		0	121	90	5	0	31
薬剤耐性菌 注7)	14	2	0	14	12		0	2
肥飼料・微生物合同 注8)	1(29)		0	1	1(16)		0	0
高濃度にジアシルグリセロールを含む食品に関するワーキンググループ	1		0	1	1		0	0
食品による窒息事故に関するワーキンググループ	1		0	1	1		0	0
放射性物質の食品健康影響に関するワーキンググループ	1		0	1	1		0	0
その他	1		1	2	2		0	0
合計	2,882	68	26	2,915	2,597	79	8	312

(注) 1 リスク管理機関から、評価要請後に取り下げ申請があった場合には、その分を要請件数から減じている。

2 評価の過程で新たに審議する必要がある案件が生じた場合には、評価終了時にその案件数を要請件数に加算している。

3 自ら評価案件については、「自ら評価」の欄には、実施決定時の件数を記入しているが、「評価終了」の欄では、複数省庁に答申したもの、答申が複数案件となったもの等については、その数を記入しているものもある。また、リスクプロファイル等として評価した場合も、評価終了としている。

4 「意見募集中」欄には、意見情報の募集を締め切った後に検討中のものも含む。

5 「審議中」欄には、審議継続の案件のほか、今後検討を開始するものを含む。

6 「飼料中の残留農薬基準」欄については、ポジティブリスト制度の導入に際して、飼料中の残留基準が設定された農薬についての食品安全基本法第24条第2項に基づく意見聴取案件数である。

7 「薬剤耐性菌」欄には、薬剤耐性菌に関するワーキンググループの設置(H27.10.1)後に要請を受けた案件及び評価終了となった案件について記入している。

8 平成15年12月8日付けで評価要請のあった「飼料添加物として指定された抗菌性物質、動物用医薬品のうち、飼料添加物として指定されている抗菌性物質と同一又は同系統で薬剤耐性の交差が認められる抗菌性物質により選択される薬剤耐性菌に係る食品健康影響評価」について、()内に物質数を記入している。

委員会の意見の聴取に関する案件の審議状況

(平成30年10月12日現在)

I 専門調査会において検討中、または今後検討を開始するもの

接受日	要請元	食 品 健 康 影 響 評 価 の 対 象	
15/ 7/ 3	厚	清涼飲料水の規格基準を改正すること(汚染物質1物質)	1
15/12/ 8	農	飼料添加物として指定された抗菌性物質、動物用医薬品のうち、飼料添加物として指定されている抗菌性物質と同一又は同系統で薬剤耐性の交差が認められる抗菌性物質により選択される薬剤耐性菌※	(13)
16/10/29	農	動物用医薬品 アンピシリンナトリウムを有効成分とする牛の注射剤(注射用ピクシリン)㊟、チアンフェニコールを有効成分とする牛及び豚の注射剤(ネオマイゾン注射液及びバシット注射液)㊟	2
17/ 2/14	厚	農薬 ジコホール	1
17/ 8/ 5	農	動物用医薬品 スルファメキサゾール及びトリメプリームを有効成分とする豚の飲水添加剤(動物用シノラル液)㊟、ホスホマイシンを有効成分とする牛の注射剤(動物用ホスミシンS(静注用))㊟	2
17/ 8/15	厚	添加物 アルミノケイ酸ナトリウム、ケイ酸カルシウムアルミニウム	2
17/ 9/13	厚	動物用医薬品 アンピシリンナトリウム㊟、スルファメキサゾール㊟、トリメプリーム㊟	3
18/ 7/18	厚	農薬 ジコホール☆	1
18/ 7/18	厚	動物用医薬品 アンピシリン☆㊟、スルファメキサゾール☆㊟、トリメプリーム☆㊟	3
18/12/19	厚	農薬 フリラゾール☆	1
18/12/19	厚	動物用医薬品 キシラジン☆	1
19/ 1/15	厚	農薬 イマゼタピルアンモニウム塩☆、ピノキサデン☆	2
19/ 1/15	厚	動物用医薬品 クマホス☆	1
19/ 2/ 6	厚	農薬 スピロキサミン☆	1
19/ 2/ 6	厚	動物用医薬品 アレスリン☆、クロルマジノン☆、スルフイソゾール☆㊟	3
19/ 3/ 6	厚	農薬 トリチコナゾール☆	1
19/ 3/ 6	厚	動物用医薬品 イソオイゲノール☆、イソシンコメロン酸二プロピル☆	2
19/ 3/22	厚	動物用医薬品 スルファチアゾール☆㊟、スルファジメトキシ☆㊟、スルファモメトキシ☆㊟	3
19/ 5/22	厚	動物用医薬品 フェノキシメチルペニシリン☆㊟	1
19/ 6/ 5	厚	農薬 メソスルフロメチル☆、スルフェントラゾン☆	2
19/ 8/28	厚	動物用医薬品 ジクロキサシリン☆㊟	1
19/10/ 2	厚	農薬 ジクロメジン<一部☆>	2
19/12/18	厚	農薬 クロピラリド☆、イソキサジフェンエチル☆	2
20/ 3/11	厚	農薬 酸化プロピレン☆、プロディファコウム☆	2
20/ 3/25	厚	農薬 イプロバリカルブ☆、スルホスルフロネ☆、ピリデート☆、フッ化スルフルル☆	4
20/ 4/17	-	食品及び器具・容器包装中の鉛に関する食品健康影響評価の実施について◎	1
20/ 6/ 3	厚	動物用医薬品 トピシリン㊟	1
20/ 7/ 8	厚	農薬 クロキセットメキシル☆、クロジナホッププロパルギル☆	2
20/ 7/ 8	厚	ビスフェノールAがヒトの健康に与える影響について※	1
20/ 9/ 5	厚	器具・容器包装 カドミウム、鉛	2

接受日	要請元	食 品 健 康 影 響 評 価 の 対 象	
21/ 2/ 3	厚	農薬及び動物用医薬品 ホキシム☆	2
21/ 2/ 9	厚	農薬 エチオン☆、オキシデメトンメチル☆、カルボフラン☆、ジクロラン☆、ジノカ ップ☆、フェンプロピモルフ☆、ベナラキシル☆、ホレート☆	8
21/ 3/10	厚	動物用医薬品 ナナフロシン☆ ㊦、ピランテル☆ ㊦	2
21/ 3/24	厚	農薬 パラチオンメチル☆、フェナミホス☆	2
21/ 3/24	厚	農薬及び動物用医薬品 ジクロルボス及びナレド☆	2
21/12/14	厚	農薬 フラザスルフロシ☆	1
22/ 1/25	厚	農薬 イミノクタジン＜一部☆＞■	2
22/ 2/16	厚	動物用医薬品 クロキサシリン☆ ㊦	1
22/ 2/16	厚	対象外物質 アスタキサンチン☆ ㊦、β-アポ-8'-カロチン酸エチルエステル☆ ㊦、β-カロテン☆ ㊦、クエン酸☆ ㊦、酒石酸☆ ㊦、トウガラシ色素☆ ㊦、乳酸☆ ＜農薬用途もあり＞ ㊦、マリーゴールド色素☆ ㊦、メナジオン☆ ㊦、レチノール☆ ㊦	10
22/ 3/ 1	厚	農薬 フルロキシビル☆	1
22/ 3/23	厚	農薬 ベンタゾン☆	1
22/ 5/11	厚	農薬 クロルデン☆	1
22/ 6/22	農	農薬 ベンタゾン☆〈飼〉	1
22/ 8/12	厚	農薬 ハロキシホップ☆	1
22/ 9/13	厚	農薬 クロマゾン☆、トリクロピル☆	2
22/ 9/27	厚	農薬 酸化フェンブタズ☆	1
22/11/12	厚	農薬 イマザリル☆、ジフルフェンゾピル☆、ジメチピン☆、テルブホス☆、トリアス ルフロン☆、パラチオン☆、ビクロゾリン☆モノクロトホス☆	8
22/11/15	農	農薬 テルブホス〈飼〉☆	1
22/12/10	厚	農薬及び動物用医薬品 クロルフエンビンホス☆	2
22/12/10	厚・農	農薬及び動物用医薬品 メトプレン☆＜一部〈飼〉＞	2
23/ 1/24	厚	農薬 ペンコナザール☆	1
23/ 1/24	厚	動物用医薬品 セフロキシム☆ ㊦	1
23/ 2/10	厚	農薬 カルボスルファン＜一部☆＞、ベンフラカルブ＜一部☆＞■、エンドスルフ ァン☆、クロリムロンエチル☆、クロルタールジメチル☆	7
23/ 3/25	厚	農薬 エタメツルフロンメチル☆、ジスルホトン☆、プロモキシニル☆	3
23/ 3/25	厚	動物用医薬品 ジミナゼン☆	1
23/ 4/19	厚	添加物 カルミン	1
23/ 4/25	農	農薬 プロモキシニル☆〈飼〉	1
23/ 4/26	厚	添加物 酸性リン酸アルミニウムナトリウム	1
23/ 6/10	厚	農薬 フェナリモル☆	1
23/ 9/22	厚	農薬 EPTC☆、アミノピラリド☆、イオドスルフロンメチル☆、2,4-DB☆ クロルスルフロシ☆、シクロキシジム☆、ジフェンゾコート☆、テクナゼン☆、ニコス ルフロン☆、マレイン酸ヒドラジド☆、メスルフロンメチル☆	11
23/10/11	厚	農薬 セトキシジム＜一部☆＞、ジクロホップメチル☆、トリベヌロンメチル☆、ピク ロラム☆、フェノキサプロップエチル☆、ブタフェナシル☆、フルオメツロン☆、アト ラジン☆	8
23/10/11	農	農薬 アトラジン☆	1
23/11/18	厚	農薬 トラルコキシジム☆、フェノキシカルブ☆、プロスルフロン☆	3
23/12/22	厚	プリオン 牛海綿状脳症 (BSE) 対策の見直し(オランダ、カナダ、フランス、米国)	4
24/ 1/23	厚	農薬及び動物用医薬品 シハロトリン☆	2

接受日	要請元	食 品 健 康 影 響 評 価 の 対 象	
24/ 1/23	農	農薬 エチオン☆〈飼〉、カルボフラン☆〈飼〉、ホレート☆〈飼〉、シハロトリン☆〈飼〉、ジクロロボス及びナレド☆〈飼〉	5
24/ 1/23	厚	動物用医薬品 スルファジミジン☆	1
24/ 2/24	厚	動物用医薬品 イソメタミジウム☆、ジエチルスチルベストロール☆	2
24/ 3/26	厚	農薬 リムスフロロン☆	1
24/ 3/26	厚	農薬及び動物用医薬品 エマメクチン安息香酸塩☆	2
24/ 5/21	厚	農薬 4-クロロフェノキシ酢酸☆、トリデモルフ☆、フラムプロップメチル☆	3
24/ 5/21	厚	農薬及び動物用医薬品 ペルメトリン☆	2
24/ 5/21	農	農薬 ペルメトリン☆〈飼〉	1
24/ 7/18	厚	農薬 ホスチアゼート■〈一部☆〉、テフルトリン☆	3
24/ 7/18	厚	動物用医薬品及び飼料添加物 バシトラシン☆	1
24/ 8/21	農	農薬 シフルトリン☆〈飼〉	1
24/ 8/21	厚	農薬 トルクロホスメチル☆、フサライド☆、フルスルファミド☆	3
24/ 8/21	厚	農薬及び動物用医薬品 シフルトリン☆	2
24/ 8/21	厚	動物用医薬品 カルバドックス☆	1
24/ 9/18	厚	農薬 メコプロップ☆	1
25/ 1/22	農	農薬 クロルピリホスメチル☆〈飼〉、クロルフェンビンホス☆〈飼〉、シマジン☆〈飼〉、パラチオン☆〈飼〉、フェンプロパトリン☆〈飼〉	5
25/ 1/30	厚	農薬 クロルピリホスメチル☆、シマジン☆、フェンプロパトリン☆	3
25/ 3/12	厚	農薬 アイオキシニル☆、イプロジオン☆、エテホン☆、オキサミル☆、カルフェントラゾンエチル☆、クロリダゾン☆、ジクワット☆、ターバシル☆、ピリミホスメチル☆、フルシトリネート☆、ホルクロルフェニユロン☆、メタミロン☆、メチダチオン☆、レナシル☆	14
25/ 3/12	厚	動物用医薬品及び飼料添加物 ハロフジノン☆	1
25/ 3/12	農	農薬 ジクワット☆〈飼〉、ピリミホスメチル☆〈飼〉	2
25/ 4/ 2	厚	プリオン アイルランドから輸入される牛肉及び牛の内臓について※、ポーランドから輸入される牛肉及び牛の内臓について※	(2)
25/ 6/10	農	農薬 γ-BHC☆〈飼〉、ジメエート☆〈飼〉、パラコート☆〈飼〉、メチダチオン☆〈飼〉	4
25/ 6/12	厚	農薬 アラニカルブ☆、イマザキン☆、ジウロン☆、シプロコナゾール☆、ジメエート☆、パラコート☆、フルキンコナゾール☆、プロクロラズ☆	8
25/ 8/20	厚	農薬 DBEDC■〈一部☆〉、ノニルフェノールスルホン酸銅■〈一部☆〉、イマザモックスアンモニウム塩☆、ヒメキサゾール☆、メトリブジン☆、リニユロン☆	8
25/ 8/20	厚	農薬及び動物用医薬品 ジヒドロストレプトマイシン及びストレプトマイシン☆	2
25/ 8/20	厚	飼料添加物 ジブチルヒドロキシトルエン	1
25/12/10	厚	動物用医薬品及び飼料添加物 ナイカルバジン☆	1
26/ 2/ 3	厚	農薬 オキシボコナゾールフマル酸塩☆	1
26/ 3/25	厚	動物用医薬品 酢酸トレンボロン☆、ゼラノール☆、マデュラマイシン☆、ロベニジン☆	4
26/ 9/ 9	厚	農薬 ピラゾリネート☆	1
27/ 1/ 8	厚	プリオン スウェーデンから輸入される牛肉及び牛の内臓 ※	1
27/ 2/12	厚	プリオン ノルウェーから輸入される牛肉及び牛の内臓 ※	1
27/ 3/30	厚	プリオン デンマークから輸入される牛肉及び牛の内臓 ※	1
27/ 5/14	厚	プリオン スイス及びリヒテンシュタインから輸入される牛肉及び牛の内臓※	2
27/ 5/22	厚	遺伝子組換え食品等 除草剤グリホサート耐性トウモロコシEvent VCO-01981-5 (食品)■	1

接受日	要請元	食 品 健 康 影 響 評 価 の 対 象	
27/ 5/22	農	遺伝子組換え食品等 除草剤グリホサート耐性トウモロコシEvent VCO-01981-5(飼料) ■	1
27/ 9/30	厚	プリオン イタリアから輸入される牛肉及び牛の内臓※	1
27/12/18	厚	プリオン 牛海綿状脳症(BSE)国内対策の見直し※	1
28/ 3/23	厚	農薬 バリダマイシン■〈一部☆〉	2
28/ 9/ 8	厚	プリオン オーストラリアから輸入される牛、めん羊及び山羊の肉及び内臓※	1
29/ 3/ 7	厚	遺伝子組換え食品等 カイマックス M(CHY-MAX M) ■	1
29/ 4/19	厚	農薬 ピレトリン☆	1
29/ 6/15	厚	農薬 クロルピクリン■	1
29/ 7/10	消	特定保健用食品 健やかごま油※■	1
29/ 8/ 3	厚	プリオン 英国から輸入される牛、めん羊及び山羊の肉及び内臓	1
29/ 8/31	厚	農薬 ジチアノン■	1
29/11/30	厚	遺伝子組換え食品等 ミラクリン発現トマト(TU-IP105B-1)(食品) ■	1
29/12/19	農	遺伝子組換え食品等 ミラクリン発現トマト(TU-IP105B-1)(飼料) ■	1
30/ 1/11	厚	添加物 二炭酸ジメチル■	1
30/ 2/22	厚	かび毒 デオキシニバレノール	1
30/ 3/28	厚	遺伝子組換え食品等 カメムシ目、アザミウマ目及びコウチュウ目害虫抵抗性ワタMON88702系統(食品) ■	1
30/ 3/28	農	遺伝子組換え食品等 カメムシ目、アザミウマ目及びコウチュウ目害虫抵抗性ワタMON88702系統(飼料) ■	1
30/ 4/18	厚	農薬及び動物用医薬品 ペルメトリン■	1
30/ 5/17	厚	農薬 プロパニル■〈一部☆〉	2
30/ 6/21	厚	農薬 アフィドピロペン■、ゾキサミド■、フェンピコキサミド■	3
30/ 7/ 4	厚	遺伝子組換え食品等 ジャガイモ疫病抵抗性、低遊離アスパラギン、低還元糖及び低ポリフェノール酸化酵素ジャガイモSPS-000Y9-7(食品) ■	1
30/ 7/ 4	農	遺伝子組換え食品等 ジャガイモ疫病抵抗性、低遊離アスパラギン、低還元糖及び低ポリフェノール酸化酵素ジャガイモSPS-000Y9-7(飼料) ■	1
30/ 7/ 4	農	飼料添加物 遺伝子組換え技術によって得られたPichia pastorisから産生されるフィターゼ■、遺伝子組換え技術によって得られたTrichoderma reeseiから産生されるフィターゼ■	2
30/ 8/ 8	厚	農薬 シエノピラフェン■、ビフェントリン■、フラメトピル■、フロニカミド■	4
30/ 8/28	農	動物用医薬品 動物用ワクチン添加物として使用する成分(6成分)	6
30/ 8/28	農	飼料添加物 2-デアミノ-2-ヒドロキシメチオニンマンガン■	1
30/ 9/ 4	消	特定保健用食品 ヴァームスマートフィットウォーター ■	1
30/ 9/ 5	農	遺伝子組換え食品等 Morph Δ E8 BP17 4c 株を利用して生産されたフィターゼ ■	1
30/10/ 3	厚	遺伝子組換え食品等 pCHC株を利用して生産されたキチナーゼ ■	1
30/10/10	厚	対象外物質 ニームオイル	1
30/10/10	厚	農薬 フルアジナム■、カルタップ、チオシクラム、ベンスルタップ	4
30/10/10	厚	添加物及び遺伝子組換え食品等 Escherichia coli K-12 W3110(pWKLP)株を用いて生産されたプシコースエピメラゼ ■	2

注： ☆印は、ポジティブリスト制度に伴う食品安全基本法第24条第2項に基づく意見聴取案件である。

※印は、食品安全基本法第24条第3項に基づく意見聴取案件である。

■印は、企業申請案件である(平成22年1月1日以降委員会において説明したもののみ)。

◎印は、食品安全基本法第23条第1項第2号による自ら評価である。

☑印は、肥料・飼料等専門調査会が担当する評価案件である。

Ⓜ印は、薬剤耐性菌に関する評価が必要なもの。

Ⅱ 専門調査会における審議結果(案)について意見募集を行っているもの

募集期間	対象となる審議結果(案)	
21/ 3/26～21/ 4/24	コリンエステラーゼ阻害作用を有する農薬の安全性評価のあり方について★	
30/ 7/25～30/ 8/23	農薬 プロチオホス■＜一部☆＞ ★	2
30/ 8/29～30/ 9/27	農薬 チアクロプリド■＜一部☆＞ ★	2
30/ 9/12～30/10/11	農薬 インピルフルキサム■ ★	1
30/ 9/26～30/10/25	動物用医薬品 バルネムリン塩酸塩を有効成分とする豚の飼料添加剤(エコノア1%プレミックス及び同10%プレミックス) ■ 𠂔	2
30/10/10～30/11/ 8	動物用医薬品 ゲンチアナバイオレット■	1

注1:★の案件についての意見募集は終了している。

注2:☆印は、ポジティブリスト制度に伴う食品安全基本法第24条第2項に基づく意見聴取案件である。

※印は食品安全基本法第24条第3項に基づく意見聴取案件である。

■印は企業申請案件である(平成22年1月1日以降委員会において説明したもののみ)。

𠂔印は、肥料・飼料等専門調査会が担当する評価案件である。

Ⅲ 食品安全委員会において既に食品健康影響評価を終了したもの(平成30年度)

通知日	通知先	食 品 健 康 影 響 評 価 の 対 象	
30/ 4/10	厚	添加物、器具・容器、微生物・ウイルス 乳及び乳製品の成分規格等に関する省令及び食品、添加物等の規格基準の改正(調製液状乳) ■	4
30/ 4/10	厚	遺伝子組換え食品等 GOOX-1株を利用して生産されたグルコースオキシダーゼ ■、JPBL001株を利用して生産されたアルカリ性プロテアーゼ(食品添加物) ■	2
30/ 4/10	農	遺伝子組換え食品等 JPBL001株を利用して生産されたアルカリ性プロテアーゼ(飼料添加物) ■	1
30/ 4/10	農	飼料添加物 Bacillus licheniforms JPBL001株が生産するアルカリ性プロテアーゼを原体とする飼料添加物 ■	1
30/ 4/17	厚	農薬 アシノナピル ■、ランコトリオンナトリウム塩 ■	2
30/ 4/17	厚	動物用医薬品 チモール ■	1
30/ 4/17	農	動物用医薬品 チモールを有効成分とする蜜蜂の寄生虫駆除剤(チモバル) ■	1
30/ 5/ 8	厚	動物用医薬品 サラフロキサシン ☆ ㊦	1
30/ 5/ 8	農	動物用医薬品 過酸化水素を有効成分とするふぐ目魚類及びすずき目魚類の外部寄生虫駆除剤(ムシオチール) ■、ツラスロマイシンを有効成分とする豚の注射剤(ドラクシン25) ㊦ ■	2
30/ 5/ 8	農	飼料添加物 アスタキサンチン ■	1
30/ 5/15	農	動物用医薬品 ミロサマイシンを有効成分とする豚の注射剤(マイプラビン注100) ㊦ ■	1
30/ 5/22	厚	対象外物質 ビール酵母抽出グルカン ■	1
30/ 5/22	厚	農薬 ジフェノコナゾール ■、シメコナゾール ■、スピロテトラマト ■、トリホリン ■、ピリオフェノン ■、マンデストロビン ■、メタフルミゾン ■、テブフェンピラド ■ <一部 ☆ >、フルトリアホール ■	10
30/ 5/29	厚	添加物 イソブチルアミン ■、イソプロピルアミン ■、sec-ブチルアミン ■、プロピルアミン ■、ヘキシルアミン ■、ペンチルアミン ■、2-メチルブチルアミン ■	7
30/ 5/29	厚	動物用医薬品及び飼料添加物 サリノマイシン ☆ ㊦	1
30/ 5/29	厚	遺伝子組換え食品等 JPBL002株を利用して生産されたプルラナーゼ ■	1
30/ 6/ 5	厚	動物用医薬品 ブロムフェノホス ☆	1
30/ 6/ 5	厚	遺伝子組換え食品等 除草剤グリホサート及び4-ヒドロキシフェニルピルビン酸ジオキシゲナーゼ阻害型除草剤耐性ワタGHB811(食品) ■	1
30/ 6/ 5	農	遺伝子組換え食品等 除草剤グリホサート及び4-ヒドロキシフェニルピルビン酸ジオキシゲナーゼ阻害型除草剤耐性ワタGHB811(飼料) ■	1
30/ 6/12	厚	添加物 アルゴン ■	1
30/ 6/26	厚	農薬 イソピラザム ■、スピネトラム ■	2
30/ 6/26	厚	遺伝子組換え食品等 JSF-07-170-3株を利用して生産されたα-アミラーゼ ■	1
30/ 7/17	厚	動物用医薬品 アモキシシリン ☆ ㊦	1
30/ 7/24	厚	農薬 エトフェンプロックス ■、キャプタン ■、クロルピリホス、フルピリミン ■、メトキシフェノジド ■	5
30/ 7/24	厚	遺伝子組換え食品等 JPAN001株を利用して生産されたグルコアミラーゼ ■ JPFV001株を利用して生産されたプロテアーゼ ■	2
30/ 7/31	農	肥料 普通肥料の公定規格の設定について	1
30/ 8/28	厚	農薬 シクロピリモレート ■	1
30/ 8/28	厚	農薬及び動物用医薬品 イソプロチオラン ■	1
30/ 8/28	厚	動物用医薬品 ゲンタマイシン ☆ ㊦	1
30/ 8/28	厚	遺伝子組換え食品等 CIN株を利用して生産されたキモシン ■、JPTR001株を利用して生産されたヘミセルラーゼ ■、JPTR002株を利用して生産されたキシラナーゼ ■	3

通知日	通知先	食 品 健 康 影 響 評 価 の 対 象	
30/ 8/28	厚	飼料添加物 グアニジノ酢酸■	1
30/ 8/28	農	飼料添加物 グアニジノ酢酸を原体とする飼料添加物■	1
30/ 9/ 4	厚	農薬 MCPB■＜一部☆＞、テトラジホン☆、テトラニプロール■、ビフェナゼート■	5
30/ 9/ 4	厚 農	農薬及び動物用医薬品 カルバリル☆＜一部〈飼〉〉	3
30/ 9/11	厚	動物用医薬品 セファピリン☆⊕、セファピリンベンザチン⊕、セファピリンナトリウム⊕	3
30/ 9/18	厚	清涼飲料水の規格基準を改正すること(六価クロム)	1
30/ 9/25	厚	動物用医薬品 バルネムリン■	1
30/ 9/25	農	動物用医薬品 鶏伝染性気管支炎生ワクチン(アビテクトIB/AK)■、ニューカッスル病・鶏伝染性気管支炎混合生ワクチン(アビテクトNB/TM)■、鶏伝染性気管支炎生ワクチン(アビテクトIB/AK1000)■	3
30/10/ 2	厚	添加物 次亜臭素酸水■	1
30/10/ 2	厚	農薬 ピフルブミド■	1
30/10/ 2	厚	動物用医薬品 フルララネル■	1

注： ☆印は、ポジティブリスト制度に伴う食品安全基本法第24条第2項に基づく意見聴取案件である。

■印は企業申請案件である(平成22年1月1日以降委員会において説明したもののみ)。

※印は食品安全基本法第24条第3項に基づく意見聴取案件である。

◎印は、食品安全基本法第23条第1項第2号による自ら評価である。

⊕印は、肥料・飼料等専門調査会が担当する評価案件である。

Ⅳ その他

通知日	通知先	件 名
16/ 1/30	厚・農・環	遺伝子組換え食品(種子植物)の安全性評価基準 遺伝子組換え植物の掛け合わせについての安全性評価の考え方
16/ 3/18	農	普通肥料の公定規格に関する食品健康影響評価の考え方
16/ 3/25	厚・農・環	遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物の安全性評価基準
16/ 5/ 6	厚・農・環	遺伝子組換え飼料及び飼料添加物の安全性評価の考え方
16/ 8/ 5	厚・農	特定保健用食品の安全性評価に関する基本的考え方
16/ 9/30	農	家畜等への抗菌性物質の使用により選択される薬剤耐性菌の食品健康影響に関する評価指針
17/ 4/28	厚・農・環	遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物のうち、アミノ酸等の最終産物が高度に精製された非タンパク質性添加物の安全性評価の考え方
18/ 6/29	厚・農	暫定基準が設定された農薬等の食品健康影響評価の実施手順
19/ 9/13	厚・農	食品により媒介される微生物に関する食品健康影響評価指針(暫定版)
20/ 6/26	厚・農・環	遺伝子組換え食品(微生物)の安全性評価基準
22/ 5/27	厚	添加物に関する食品健康影響評価指針
28/ 5/17	厚	香料に関する食品健康影響評価指針
29/ 7/18	厚	栄養成分関連添加物に関する食品健康影響評価指針 添加物(酵素)に関する食品健康影響評価指針
30/ 4/10	厚・農	動物用医薬品に関する食品健康影響評価指針
30/ 9/25	厚・農	飼料添加物に関する食品健康影響評価指針 動物用医薬品に関する食品健康影響評価指針(改訂)